

沼田市いじめ防止基本方針



平成30年4月

沼田市

目次

はじめに

第1章 いじめの防止等の対策の基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策における基本理念
- 3 沼田市いじめ防止基本方針策定の目的

第2章 いじめの防止等のために沼田市が実施すべき施策

- 1 沼田市いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 2 沼田市教育委員会の取組
 - (1) いじめ防止・早期発見に関すること
 - (2) いじめへの対処に関すること
 - (3) その他

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置
- 3 学校が実施すべき取組
 - (1) いじめの未然防止に関すること
 - (2) いじめの早期発見に関すること
 - (3) いじめへの対処に関すること

第4章 重大事態への対処

- 1 重大事態の発生と調査
 - (1) 重大事態とは
 - (2) 重大事態の報告
 - (3) 調査主体について
 - (4) 調査を行うための組織
 - (5) 事実を明確にするための調査の実施
 - (6) その他の留意事項
 - (7) 調査結果の提供及び報告
- 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - (1) 再調査
 - (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

第5章 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

はじめに

全国で発生したいじめ重大事件を教訓に、いじめ撲滅に向けた新たな対策を講じる必要性から、平成25年9月「いじめ防止対策推進法」が施行されました。また、これを踏まえ群馬県からも「群馬県いじめ防止基本方針」が示されました。

いじめは、人として絶対に許されない卑怯な行為であり、学校は子どもたち一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが必要です。同時に、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」との基本的な認識に立ち、いじめ問題が発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織で対応していく必要があります。

いじめ問題については、本市においても例外なく、向き合わなければならないことであり、次代を担う子どもたちを「いじめた者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育の実現にむけて、不断の取組を積み重ねていくことが不可欠です。そのためには、学校、保護者、地域社会、沼田市及び関係機関がいじめ問題に対する基本認識を共有し、互いに連携を密にしながら組織的に対応していく必要があります。

そこで、沼田市としても、「いじめ防止対策推進法」の主旨を踏まえながら、いじめ問題の解決にむけた基本方針を示すこととしました。

子どもたちが安心して楽しく学び、保護者が心から子どもを通わせたいと願い、市民から信頼される学校の実現を目指し、積極的にいじめ対策に取り組んでいく所存です。

平成26年11月 沼田市

第1章 いじめの防止等の対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法（平成25年度法律第71号。以下「法」という。）第2条第1項において次の通り規定されている。

「いじめ」とは、「児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【具体的ないじめの態様例】

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句等、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの防止等の対策における基本理念

いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある、最も身近で深刻な人権侵害案件であり、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策を推進するにあたっては、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組まなければならない。

子どもの健全育成を図り、いじめのない社会を実現するため、学校、保護者、地域社会、沼田市及び関係機関がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力するとともに、子ども自身も、自ら安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚していじめ防止に取り組む必要がある。

3 沼田市いじめ防止基本方針策定の目的

沼田市いじめ防止基本方針（以下「沼田市基本方針という」）は、上記の基本理念のもと、いじめの防止等の対策について、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進める。そして、いじめの防止等の対策を推進するための基本事項を定めることにより、沼田市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

第2章 いじめの防止等のために沼田市が実施すべき施策

いじめの防止等の対策における基本理念に基づき、以下に示す施策について重点的に取り組む。

1 沼田市いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第14条第1項に基づく、「沼田市いじめ問題対策連絡協議会」の設置については、「沼田市青少年問題協議会」をもってこれに充てる。法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るとともに、専門的な見地及び市民の立場で、沼田市のいじめ防止対策を検討する。

2 沼田市教育委員会の取組

(1) いじめ防止・早期発見に関すること

- 児童生徒が豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 群馬県教育委員会と連携し、児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるために、毎年5月・12月を「いじめ防止強化月間」と位置づける。
- 児童会・生徒会を中心とした児童生徒のいじめ防止に向けた主体的な取組を一層推進するため、「沼田市いじめ防止子ども会議」（年1回）を実施する。
- いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査及び教育相談を行う。
- 児童生徒及びその保護者並びに教職員に対し、いじめに係る相談機関を通知等の配付によって周知する。
- 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質向上に努める。
- インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携を図りながら、児童生徒や保護者への啓発活動を実施する。
- いじめの防止等における取組の徹底を図るため、学期ごとに点検・評価を行い各校の取組状況を把握するとともに、改善の必要がある場合には、該当校に対して指導・助言する。

(2) いじめへの対処に関すること

法第23条第2項の規定によるいじめの報告を受けたときは、当該学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示する。また、必要に応じて、教育委員会が自ら必要な措置を講ずる。具体的には、次のような対処が想定される。

- 発生したいじめ事案について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携のもとで、適切に対処するよう当該学校に対して指導・助言すること。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめた児童生徒に対しては、事情を確認した上で適切に指導する等、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずることを、当該学校に対して指示すること。
- 当該学校だけでは対処することが困難ないじめ事案に関しては、スクールカウンセラースーパーバイザー、指導主事等を派遣し、当該学校と連携して解決にあたること。
- いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた児童生徒に対して、学校生活など注意深く観察するよう、当該学校に助言すること。
- いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため必要と判断したときには、いじめた児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずること。
- 発生したいじめ事案が、法第28条に定める「重大事態」であり、当該学校主体の調査では十分な結果を得られないと判断する時には、教育委員会が調査を行うこと。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して調査で明らかになった事実関係等その他必要な情報について、適切に提供すること。
- 犯罪行為として取り扱われるべきものであり、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに警察に通報し、適切に援助を求めよう、当該学校に対して指示すること。 等

(3) その他

○学校評価の留意点

- ・ 学校評価でいじめ問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう必要な指導・助言を行う。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止等のために必要な措置を行う。また、組織的な対応を行うため、法第22条に基づき、いじめ問題対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、教育委員会と適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

国や県並びに市の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組について基本的な方向、取組の内容を「学校いじめ防止対策基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」を主な項目として、「学校がどのような児童生徒を育てようとしているのか」、そのために「教職員はいつ、何を、どのようにするのか」等を示す。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ防止対策委員会」という。）を設置する。基本的に、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等、当該校の複数の教職員に加え、心理や福祉の専門家により構成する。

学校いじめ防止対策委員会は、学校がいじめの防止等の対策について組織的に取り組むにあたって中核となる役割を担うものであり、具体的には次のような役割がある。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等、組織的に行うための中核としての役割

3 学校が実施すべき取組

(1) いじめの未然防止に関すること

すべての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象にした未然防止の取組を行うことが、最も有効な対策となる。児童生徒一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくために、以下の事項に重点的に取り組む。

- 「わかる」授業づくり（すべての児童生徒が活躍できる授業の実現に向けて）
- 学習規律の徹底（児童生徒が困らないようにするための居場所づくりに向けて）
- 学習集団づくり（児童生徒の居場所づくり・絆づくりに向けて）
- いじめ防止について主体的に考えて行動できるような児童会生徒会活動の充実
- 環境づくり（学級に所属感をもてるような掲示物を工夫する等）
- 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- 人権教育による人権意識と生命尊重の態度の育成
- 自然体験、交流体験、社会体験の充実
- インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
- 家庭・地域との連携、学校間の連携及び他機関との協力体制の整備
- 教育部活（道徳的実践の場としての部活動）の推進 等

（２）いじめの早期発見に関すること

- 日常的に児童生徒の様子や行動を観察し、気づいた情報を確実に教職員間で共有するとともに、保護者と連携を図りながら、細かな変化を把握する。
- 定期的なアンケート調査を実施し、複数の教師が結果を分析しいじめの実態を適切に把握する。
- 児童生徒及びその保護者並びに教職員が、いじめに係る悩みなどを抵抗なくいつでも相談できる体制を整備する。
- 地区別懇談会や学年保護者懇談会等において、いじめの発見に協力を求めるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知し、保護者や地域からの情報が得られるようにするとともに、連携して対応する。
- インターネット等で行われるいじめに対しては、県のネットパトロール等から状況を把握し、いじめを認知した場合には、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、警察等の関係機関と連携して対応する。

（３）いじめへの対処に関すること

- いじめに係る通報を受けた場合において、児童生徒がいじめを受けていると分かったときは、校長の指示のもと学校いじめ防止対策委員会が中心となり、「沼田市いじめ問題対策マニュアル（平成23年3月）」を参考にしながら、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめを止めさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。

- ① いじめを受けた児童生徒への支援とその保護者への支援及び情報提供
- ② いじめた児童生徒への指導及び支援とその保護者への助言
- ③ 全体（学級、部活動、友達等）の問題として、児童生徒への指導

- いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、警察と連携して対応する。

（４）いじめの解消に関すること

- いじめの解消については、以下の点により、いじめを受けた児童生徒及び保護者に寄り添い、慎重に判断する。

- ① いじめに係る行為が、相当期間（少なくとも3ヶ月間）止んでいること。
- ② いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。

第4章 重大事態への対処

重大事態に該当するか否かについては、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断するとともに、当該児童生徒や保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態とは

重大事態について、法第28条第1項において次の通り規定されている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間^{※1}学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※1 相当の期間とは不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

(2) 重大事態の報告

学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長及び群馬県教育委員会に報告する。

(3) 調査主体について

教育委員会又は学校は、重大事態が発生した場合には、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。調査は、教育委員会が調査主体となる場合と、学校が主体となる場合があるが、対象とする事案に応じて教育委員会が判断する。

(4) 調査を行うための組織

①学校が主体となって調査を行う場合

- ・学校に設置された学校いじめ防止対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える等、校長が組織を設置して調査を行う。
- ・教育委員会は、法第28条第3項に基づき、調査を実施する学校に対して、必要な指導及び適切な支援を行う。

②教育委員会が主体となって調査を行う場合

- ・教育委員会が、学校主体の調査では必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を行う。
- ・教育委員会が必要であると判断したときには、群馬県教育委員会が設置する「群馬県公立学校いじめ問題等調査委員会」に調査を依頼する。(群馬県公立学校いじめ問題等調査委員会設置・運営要領第8条第2項に規定)

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

○この調査は当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものであり、「事実関係

を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為について可能な限り網羅的に明確にすることである。特に以下の事項については重点的に調査する。

- ①いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか
- ②いじめが発生した背景としてどのような問題があったか
- ③学校・教職員がどのように対応したか 等

- 教育委員会は、学校が調査を行うときは、必要な指導・助言又は支援を行う。
- 学校が行う調査について、重大事態の事実関係の全貌が明確にされず、その一部が解明されたとすぎないと判断する場合は、「事実関係を明確にするための調査」として、教育委員会が調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。

（６）その他の留意事項

- 事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、いじめた児童生徒に対して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒の就学校変更等、弾力的な対応を検討する。

（７）調査結果の提供及び報告

- 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供にあたっては、児童生徒のプライバシー保護に配慮する等、適切な方法で提供する。
- 教育委員会（学校は教育委員会を通じて）は、調査の結果について、市長に報告する。なお、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を受取り、調査結果報告に添えるものとする。

２ 調査結果の報告を受けた沼田市長による再調査及び措置

（１）再調査

- 沼田市長は、教育委員会又は学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により再調査を行う。
- 再調査においても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、当該調査に係る情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

（２）再調査の結果を踏まえた措置等

- 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

第5章 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

- 1 沼田市は、当該基本方針に基づき、いじめの防止等の対策を推進する。必要があると認められるときには、基本方針の見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。